

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令参照条文

○電波法の一部を改正する法律（平成二十三年六月一日法律第六十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（附則第四条において「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第百三条の二第二項及び第三項並びに別表第六備考第九号の改正規定並びに次条、附則第五条及び第七条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日